

受け取り当日に必要な書類

●受け取り当日は、必要書類をご持参いただき、ご本人様が指定の交付場所までお越しください。

△必要書類をご持参いただけない場合の交付は致しかねますので、ご注意ください。

1. 15歳以上の方のカードの受け取りについて

		必要書類	案内・注意
□	①	通知カード	平成27年10月5日から令和2年5月24日までに発行されていたものです。交付時に返納いただきます。外出先で紛失した場合は、警察に届出を済ませてからお越しください。
		個人番号通知書	令和2年5月25日以降に個人番号が付番された方に発行されるものです。交付時にご提示ください。紛失等している場合は当日お申し出ください。
□	②	住民基本台帳カード	お持ちの方のみ。廃止・回収となります。
□	③	交付通知書(はがき)	ご記入の上、お持ちください。書き方については裏面【交付通知書の記載例】をご参照ください。
□	④	暗証番号記載票	封入している用紙にあらかじめご記入の上、当日お持ちください。受け取り手続き終了後はご本人様の控えとなりますので、保管してください。
□	⑤	本人確認書類	下記のA1点、またはB2点。

Aの書類	
・運転免許証	・住民基本台帳カード(顔写真付きのもの)・マイナンバーカード
・旅券	・在留カード(顔写真付きのもの)・仮滞在許可書
・特別永住者証明書	・精神障害者保健福祉手帳
・一時庇護許可書	・療育手帳(愛の手帳)
・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のものに限る)	・身体障害者手帳

Bの書類	
・各種健康保険証・年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書	
・社員証・学生証・敬老手帳・貯金通帳・キャッシュカード・クレジットカード	
・生活保護受給証明者証・医療受給者証・診察券(氏名・生年月日が記載されているものに限る)等	

△1 A・Bのいずれについても有効期限が定められている確認書類は、有効期限内の書類をお持ちください。

△2 ①通知カード・個人番号通知書と③交付通知書どちらも紛失している場合、本人確認書類がA・B各1点必要となります。Aがない場合は、交付通知書を再発行いたしますのでお問合せ下さい。

2. 顔写真証明書について

15歳未満の方、病院・施設に入所中の方で顔写真付きの本人確認書類がない場合、所定の様式に法定代理人または施設長が証明していただくことで顔写真の証明としてご使用いただくことができます。詳しくはお問い合わせいただくかホームページをご参照ください。(ホームページリンク→)



3. 15歳未満の方及び成年被後見人の方のカードの受け取りについて

15歳未満の方及び成年被後見人の方等がマイナンバーカードの交付を希望される場合、法定代理人の方に交付いたします。

△法定代理人の方に加え、ご本人様の来庁が必要です。ただし、未就学児の方は法定代理人の方のみで受け取りができる場合があります。詳しくは4をご参照ください。

●必要な書類(①～⑤は1と共通)

		必要書類	案内・注意
□	⑥	法定代理人の本人確認書類	上記のA1点、またはB2点。
□	⑦	戸籍謄本 (本人が15歳未満の場合)	本籍地が府中市内である場合と、本籍地が市外でもご本人と法定代理人の方が同一世帯で住民票で親子関係が確認できる場合は不要です。お持ちの場合は、複写させていただきます。※原則、3か月以内に発行したもの
	⑧	登記事項証明書等 (本人が成年被後見人等の場合)	ご持参いただいた証明書は、複写させていただきます。※原則、3か月以内に発行したもの

4. ご本人が来庁しない代理人のみの受け取りについて

ご本人がやむをえない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合、法定代理人・任意代理人の方だけでカードの受け取りができます。なお、やむをえない理由に該当する場合は次のとおりです。

- ・未就学児（来庁時）、病気や身体の障害等により交付申請者の来庁が困難であると認められるとき
- ・長期（国内外）出張者、長期に航行する船員など、客観的状況に照らして交付申請者の来庁が困難であると認められるとき

△ 仕事の多忙や通勤・通学のため、市役所にお越しになれない場合は、やむをえない理由に該当しません。

● 必要な書類①～③は1と共通。本人確認書類、その他必要書類は複写させていただきます。）

	必要書類	案内・注意
<input type="checkbox"/>	④ 本人確認書類	表面のA2点、またはA・Bを各1点ずつ、またはB3点。いずれの場合も顔写真付きの本人確認書類が必要です。
<input type="checkbox"/>	⑤ 任意代理人・法定代理人の本人確認書類	表面のA2点、またはA・Bを各1点ずつ。いずれの場合も官公庁発行の顔写真付きの本人確認書類が必要です。
<input type="checkbox"/>	⑥ 代理権者の確認書類	委任状等、ご本人が代理人を指定した事実を確認できる書類。（交付通知書（はがき）の「委任状」欄に記載することで足り。）
<input type="checkbox"/>	⑦ ご本人が来庁困難であることを証する書類	診断書、ご本人の身体障害者手帳、ご本人が施設等に入所していることがわかる証明書など。（未就学児の方は不要です。）
<input type="checkbox"/>	⑧ 戸籍謄本 （本人が15歳未満の場合）	本籍地が府中市内である場合と、本籍地が市外でもご本人と法定代理人の方が同一世帯で住民票で親子関係が確認できる場合は不要です。お持ちの場合は、複写させていただきます。※原則、3か月以内に発行したもの
	⑨ 登記事項証明書等 （本人が成年被後見人等の場合）	
	暗証番号記載票	当日はご持参いただく必要はありませんが、記入の上保管してください。

5. 外国人住民の方へ

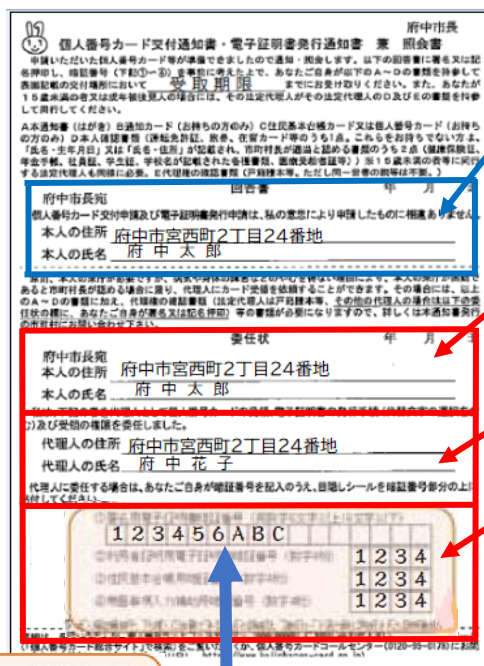
マイナンバーカードの有効期限は、申請時の在留期限の満了日になります。申請後に、在留期限が変更になった場合は、別途手続きが必要です。

また、受け取る前に申請時の在留期限が過ぎてしまった場合、マイナンバーカードは交付できません。再申請が必要になりますので、ご注意ください。

6. 交付時間・場所

時間：平日午前8時30分から午後5時（第2・4土曜日午前8時30分から正午）
 交付場所：府中市役所1階 総合窓口課(042-335-4333)

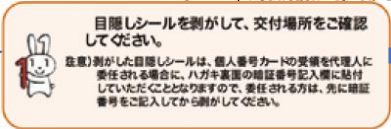
【交付通知の記載例】



回答書を記入した日、
本人の住所・氏名を記載してください。

〔任意代理人に委任する場合〕
 ※委任には条件があります。
 ● 委任状を記入した日付、
本人の住所・氏名を記載してください。
 ● 代理人の住所・氏名を記載してください。
 ● ①～④の暗証番号を記入の上、目隠しシールを貼り付けてください。
 ※①の暗証番号は英字(大文字)と数字の両方を必ず含めてください。

はがす



※任意代理人に委任する場合は目隠しシールが
貼り付けられていないと交付できません